

平成25年度分 高校生通学費など補助

教育委員会総務課 ☎ 251262

市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため高校生の通学費などを一部補助しています。

申請方法は、「前期・後期」に分けて申請し補助金を2回に分けて受け取る方法と、「1年間分」を申請し補助金をまとめて受け取る方法があります。

申請期間 2月3日(月)～21日(金)

後期分(平成25年10月～3月)

または1年間分(平成25年4月～3月)

※土曜・日曜日、祝日を除く

※前期分(平成25年4月～9月)の受付は終了しました。

対象となるかた

- ① 市内在住で高等学校に通学する生徒の保護者など
- ② 離島に住所を有しながら、下宿などをする生徒の保護者など
- ※市税および市に納付すべき負担金などに滞納がない世帯であること

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市教育委員会に提出してください。申請書などは、教育委員会と各連絡所に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

交付対象期間

● 後期分(平成25年10月1日～平成26年3月31日)

● 1年間分(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

補助の額(率)

● 公共交通機関(JR・近鉄・バス・定期船)

△離島地区にお住まいのかた▽
定期券購入額の25%

△本土地区にお住まいのかた▽
定期券購入額の12.5%

※月額上限12,500円

● 下宿など(下宿・アパート・学生寮)

△離島地区にお住まいのかたのみ▽
契約金額(月額)の25%

※食費、管理費などを除く
※月額上限12,500円

申請時の必要書類

- 在学証明または生徒証明書(写)
- 定期券(写)
- ※有効期間満了日の確認できるもの
- 下宿契約書など(写)
- ※下宿など申請における契約書などの写しについては、家賃、食費、管理費などの内訳および契約先、契約期間が確認できるもの
- 金融機関の通帳(写)
- ※振込先確認のため新規、変更時のみ提出してください。
- 市税等納入状況に係る課税資料確認承諾書(様式第2号)

【説明】

● 高等学校などに通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校および全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

● 通学定期購入者以外(回数券、株主優待券など)の人は補助の対象になりません。

● 複数の公共交通機関を利用して通学している場合は、最寄の駅までが補助の対象となります。

● 補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、ま

た近鉄、JRおよび定期船については6か月定期を基準として、1か月当たりの額を算出し補助額を算定します。また下宿費などについては、月額で補助額を算定します。

※補助額算定時の100円未満の端数は切捨てです。

■注意事項

定期券を紛失などして再購入した場合、重複する期間は補助の対象なりません。

購入された定期券およびその写しは大切に保管していただき、申請後に購入した対象期間分の定期券については補助の対象になりますので、新たに購入された際には、再度定期券の写しを提出していただきますようお願いいたします。

市税などの調査について

申請ごとに市税などの納入状況を調査します。その結果に基づいて補助金を交付しますので、市税など納め忘れないよう気を付けてください。

滞納が確認されたかたについては、通知後、市税などを納入されたことが確認できた場合、再審査をさせていただきます。

くわしくは、教育委員会総務課へ問い合わせてください。